

昭和三十四年運輸省令第四十六号

港湾運送事業法施行規則

号の規定に基き、並びに同法及び港湾運送事業法施行令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の規定を実施するため、港湾運送事業法施行規則を次のように定める。

第一次

第一章 通則（第一条—第三条の二）
第二章 港湾運送事業等（第四条—第二十八条）
第三章 雜則（第二十九条—第三十二条）

附則

第一章 通則

第一条 港湾運送事業法施行令（昭和二十六年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第五条第一項各号に掲げる職権を行ふ地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号に掲げる職権（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号。以下「法」という。）第十八条第二項に規定する職権に限る。）にあつては、合併又は分割により港湾運送事業を承継する法人が新たに経営することとなる港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長

二 令第五条第一項第二号に掲げる職権にあつては、事業計画の変更、事業計画に従い業務を行なうべきことの命令又は事業改善命令に係る事業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三 前二号に掲げる職権以外のものにあつては、港湾運送事業（港湾運送関連事業又は法第三十三条の二第二項の運送に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長）にあつては当該港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長を、検数事業、鑑定事業又は検量事業（以下「一般港湾運送事業等」といふ。）にあつては当該港湾運送事業の許可の申請者又は当該港湾運送事業を営む者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を、法第三十三条の二第二項の運送にあつては当該運送

に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。ただし、これらは港湾又は主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由してすることができる。

一段の定めのあるものを除き、一般港湾運送事業等、港湾運送関連事業又は法第三十三条の二第二項の運送にあつては当該事業又は運送に係る地方運輸局長による申請等は、この省令に別段の定めのあるものと同一の申請等に該当する場合は、港湾の所在地、検数事業等にあつては当該申請等に係る事業所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由してすることができる。

一項の運送にあつては当該事業又は運送に係る港湾の所在地、検数事業等にあつては当該申請等に係る事業所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由してすることができる。

（通則） 第一章 通則

第一章 通則（第一条—第三条の二）
第二章 港湾運送事業等（第四条—第二十八条）
第三章 雜則（第二十九条—第三十二条）

附則

第一章 通則

第一条 港湾運送事業法施行令（昭和二十六年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第五条第一項各号に掲げる職権を行ふ地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号に掲げる職権（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号。以下「法」という。）第十八条第二項に規定する職権に限る。）にあつては、合併又は分割により港湾運送事業を承継する法人が新たに経営することとなる港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長

二 令第五条第一項第二号に掲げる職権にあつては、事業計画の変更、事業計画に従い業務を行なうべきことの命令又は事業改善命令に係る事業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三 前二号に掲げる職権以外のものにあつては、港湾運送事業（港湾運送関連事業又は法第三十三条の二第二項の運送に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長）にあつては当該港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長を、検数事業、鑑定事業又は検量事業（以下「一般港湾運送事業等」といふ。）にあつては当該港湾運送事業の許可の申請者又は当該港湾運送事業を営む者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を、法第三十三条の二第二項の運送にあつては当該運送

法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第九号様式備考1括弧書の船舶にあつては五百十トン）とする。

第二章 港湾運送事業等

（事業の許可の申請）

第一条 一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業所の数並びに名称及び位置

二 事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関する事項

三 事業所の個所数並びに個所ごとの位置及び面積

四 申請等に関する書類のうち、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するもの及び運輸支局長又は海事事務所長を経由して地方運輸局長に提出するものには副本一通を、運輸支局長又は海事事務所長を経由して国土交通大臣に提出するものには副本二通を添えなければならない。ただし、第三十条第一項に規定する港湾運送事業者の氏名若しくは名称、住所又は役員若しくは社員に変更があつた場合に係る報告については、この限りでない。

五 申請等に関する書類の副本一通を提出しなければならない。この場合において、当該事業所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長に当該申請等に係る書類の副本一通を提出しなければならない。この場合において、当該事業所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長に当該申請等に係る書類の副本一通を提出しなければならない。

（港湾運送から除く貨物の運送）

第一条 法第一條第一項第三号の国土交通省令で定める運送は、次のとおりとする。

一 船用品（燃料炭を除く。）の当該船用品を使用する船舶への運送又はその船舶からの運送

二 尿尿、塵芥、厨芥、荷粉又は泥土の運送

三 タンク船又は運搬漁船（もつばら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶をいう。）による運送

（法第二条第一項第三号の指定区間は、別表第一のとおりとする。）

（法第二条第一項第四号の総トン数）

（法第二条第一項第五号までに掲げる行為の種別）

（法第二条第一項第五号までに掲げる労働者と能力）

（上屋以外の荷さばき場の個所数並びに個所ごとの位置及び面積）

（法第二条第一項第五号に掲げる行為に係る取扱数量）

（法第二条第一項第五号に掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の年間の面積）

（法第二条第一項第五号に掲げる労働者と能力）

（法

四	前号の場合において、申請者が引き受けた港湾運送を法第十六条第二項第二号の規定により行うときは、当該行為に関し次に掲げる事項
イ	施設の種類及び概要
ロ	統括管理職員（イに掲げる施設において統括管理行為を行う労働者をいう。）の数ハ推定による年間の貨物の取扱数量及びそのうち統括管理の下に処理することとなる貨物の取扱数量
一	特定限定許可を受ける者
二	港湾荷役事業の事業計画には、前項第一号及び第二号（ロ及びニに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。
三	港湾荷役事業の事業計画には、前項第一号及び第二号（ロ及びニに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。
四	港湾荷役事業の事業計画には、前項第一号及び第二号（ロ及びニに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。
五	港湾荷役事業の事業計画には、前項第一号及び第二号（ロ及びニに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。

六	港湾荷役事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
七	港湾荷役事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
八	港湾荷役事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
九	港湾荷役事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
十	港湾荷役事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一	特定限定許可を受けた運送事業を営む者
二	特定限定許可を受けた運送事業を営む者
三	特定限定許可を受けた運送事業を営む者
四	特定限定許可を受けた運送事業を営む者
五	特定限定許可を受けた運送事業を営む者

一	特定限定許可を受けた運送事業を営む者
二	特定限定許可を受けた運送事業を営む者
三	特定限定許可を受けた運送事業を営む者
四	特定限定許可を受けた運送事業を営む者
五	特定限定許可を受けた運送事業を営む者

(事業計画の変更の届出)		事務所長を経由しないで提出しなければならない。	
第十三条 法第十七条第一項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。		一 事業所の数の変更並びに名称及び位置の変更 二 労働者の数の変更（一般港湾運送事業等に係る場合に限り、その変更後の数が、許可を受けた際の事業計画に記載された数（当該数について変更の認可を受けた場合にあつては、認可を受けて変更された数のうち最近のもの）よりも二十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。） 三 事業に使用される労働者である検数人等の事業所ごとの数の変更 四 荷役機械の種類ごとの台数の変更（その変更後の台数が、許可を受けた際の事業計画に記載された台数（当該台数について変更の認可を受けた場合にあつては、認可を受けて変更された台数のうち最近のもの）よりも二十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）及び一台ごとの能力の変更 五 船舶又ははしけの船名及び積トン数の変更 六 引船の船名及び馬力数の変更 七 上屋、上屋以外の荷さばき場又は水面貯木場に関する事項の変更 八 第四条第一項第二号へに掲げる事項のうち、同号へに規定する情報処理システムの管理を担当する者の変更その他の一般港湾運送事業の実施に実質的な影響を及ぼさないと国土交通大臣が認める事項の変更	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （法人の合併又は分割の認可の申請）
第十四条 法第十八条第一項の規定により港湾運送事業の譲渡及び譲受の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。（事業の譲渡譲受の認可の申請）		二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （法人の合併又は分割の認可の申請）	
第十五条 法第十八条第二項の規定により合併又は分割の認可を申請しようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 （法人の合併又は分割の認可の申請）		二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （法人の合併又は分割の認可の申請）	
第十六条 削除		二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （法人の合併又は分割の認可の申請）	
第十七条 法第十八条第四項の規定により被相続人による事業継続の認可の申請）		一 譲渡譲受契約書の写し 二 譲渡譲受価格の明細書 三 譲受人が現に港湾運送事業を經營する者でないときは、第四条第七項第十号から第十二号までに掲げる書類及び譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の誓書 四 法人にあつては、譲渡又は譲受に関する意思の決定を証する書類	
第十八条 法第十八条の三第一項の規定により損失の補償を請求しようとする者は、次に掲げる書類を記載した請求書を当該命令による貨物の取扱又は運送を完了した後三月以内に提出しなければならない。（損失の補償の請求）		二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （港湾運送事業に関する聴聞の特例）	
第十九条及び第二十条 削除		二 合併比率説明書又は分割比率説明書 三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を經營していないときは、第四条第七項第十号又は第十一号に掲げる書類	
第二十一条 法第二十条の規定により港湾運送事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、第一次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。		三 港湾の名称（検数事業等に係る場合を除く。） 四 当該命令の内容 五 請求しようとする金額及びその算出の基礎 六 当該命令による取扱又は運送をした貨物の種類及び数量	
第二十二条 地方運輸局長は、国土交通大臣の権限に属する港湾運送事業の停止の命令若しくは許可の取消し又は運賃及び料金に関する変更命令について国土交通大臣の指示があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。		2 前項の意見の聴取に際しては、利害関係人は、証拠を提出することができる。 3 地方運輸局長は、第一項の規定により意見の聴取をしようとするときは、あらかじめ、その旨を地方運輸局（運輸監理部を含む。）に示す。 4 第一項の意見の聴取は、地方運輸局長又はその指名する職員がこれを主宰する。 5 第一項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、地方運輸局長が必要があると認める場合は、この限りでない。	
第二十三条 地方運輸局長は、その権限に属する港湾運送事業の停止の命令をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。（港湾運送事業に関する聴聞の特例）		2 地方運輸局長は、その権限に属する港湾運送事業の停止の命令又は許可の取消しに係る聴聞を行うに当たつては、あらかじめ、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。 3 前項の聴聞の主査者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条规定により当該处分に係る利害関係人が当該聴聞に係る手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。	
二十四条 法第二十二条の二第一項の規定により事業を営むことの届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。		（港湾運送関連事業に関する届出）	

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名	二 事業の内容	三 港湾の名称	四 事業に使用される労働者の数	五 事業開始の予定期日
第一二五条 法第二十二条の二第一項の規定により届出事項の変更の届出をしようとする者は、他作業の具体的な内容を記載した書類を添付しなければならない。	第一二六条 法第二十二条の二第二項の規定により港湾運送関連事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 休止し、又は廃止した事業の内容 三 休止し、又は廃止した港湾運送関連事業に係る港湾の名称	第一二七条 法第二十二条の三第一項の料金に定める事項は、次のとおりとする。 一 料金の額 二 料金の適用方	第一二八条 法第二十二条の三第一項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 事業の内容 三 港湾の名称	第一二九条 法第二十二条の二第一項の規定により届出事項の変更の届出をしようとする者は、他作業の具体的な内容を記載した書類を添付しなければならない。

五 変更の届出の場合には、変更した料金の額及びその適用方の予定実施期日

第三章 雜則

(はしけ等に関する表示)

第二十九条 法第三十二条の二の規定による表示は、船名及び港湾運送事業者の氏名又は名称を船首両げんの外側に、番号を船尾の外側に、高さ及び幅が十センチメートル以上の字を用い、彫刻その他耐久的な方法でしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、はしけ又は船舶の構造上又は設備上同項の規定によりがたい場合は、当該港湾運送事業者の申請により当該港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長の指示するところによることができる。

3 第一項の番号は、当該港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定め、当該港湾運送事業者に通知するものとする。

(報告)

第三十条 港湾運送事業者は、氏名若しくは名称、住所又は役員若しくは社員に変更があつた場合は、当該変更の日から三十日以内(代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合は、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日まで)に、当該変更があつた旨を記載した報告書を港湾運送事業の許可を受けた地方運輸局長又は国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が役員又は社員の変更であるときは、新たに役員又は社員になつた者が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにても該当しない者である旨の宣誓書を添付しなければならない。

2 前項の報告書の提出については、第一条第二項及び第三項並びに前項の規定にかかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令(平成七年運輸省令第三十七号)の定めるところによることができる。

3 前二項に定めるもののほか、法第三十三条第一項の規定により国土交通大臣が報告を求めたときに提出する報告書の様式その他の報告に関する。

第三十一条 法第三十三条第三項に規定する当該職員の身分を示す証票は、別記様式によるものとする。

（準用規定）

第三十二条 第七条から第十条まで及び第十八条の規定は、法第三十三条の二第一項の運送について準用する。

附 則 拷

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（港湾運送事業法施行規則の廃止）

2 港湾運送事業法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十七号）は、廃止する。

附 則（昭和三七年六月二六日運輸省令第三四号）

この省令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則（昭和三七年八月八日運輸省令第二四二号）抄

1 この省令は、昭和三十七年八月十日から施行する。

附 則（昭和三九年八月五日運輸省令第五五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和三十九年八月十日から施行する。

附 則（昭和四〇年七月一日運輸省令第四九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年九月三〇日運輸省令第五二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、第二十三条の五の改正規定及び第二十三条の六の改正規定は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四二年九月二五日運輸省令第六九号）抄

1 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

3 この省令の施行の際現に一年未満の期間を定めて借り受けている船舶等以外の船舶等を事業の用に供している港湾運送事業者は、この省令の施行の日から十四日以内に、改正後の第四条、第一項第二号及び第六項第三号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となつた事項を、海運局長に届け出なければならない。ただし、当該船舶等の借受期間がこの省令の施行の日から十四日以内に終了する場合はこの限りでない。

4 前項の規定により届出のあつた事項は、届出の日において当該事業の事業計画に定められたものとみなす。

附 則（昭和四二年一月九日運輸省令第八一号）抄
この省令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。

附 則（昭和四三年一二月一七日運輸省令第六二号）
この省令は、港湾運送事業法施行令の一部を改正する政令（昭和四十三年政令第三百三十六号）の施行の日から施行する。ただし、第十二条の三の改正規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一日運輸省令第二九号）
この省令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和四六年六月二十四日運輸省令第三九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一三日運輸省令第三二号）
この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月二日運輸省令第一四号）抄
この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月二日運輸省令第三三号）抄
（施行期日）
（経過措置）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第三条 この省令の施行の際現にされている港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第十七条第一項の規定による事業計画の変更の認可の申請であつて、当該変更が第十一条の規定による改正後の港湾運送事業法施行規則第十三条第一項第三号に該当するものは、同法第十七条第三項の規定による届出とみなす。

東北海運局長	東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	新潟運輸局長	東北運輸局長
東北海運局長	東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及 び新潟海運監理部長	新潟運輸局長	東北運輸局長
東北海運局長	東北海運局長	東運輸局長	東運輸局長
近畿海運局長	近畿海運局長	近畿運輸局長	中部運輸局長
中国海運局長	中国海運局長	中國運輸局長	中國運輸局長
四國海運局長	四國海運局長	四國運輸局長	四國運輸局長
九州海運局長	九州海運局長	九州運輸局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運局長	神戸海運監理部長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	札幌陸運局長	北海道運輸局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	仙台陸運局長	東北運輸局長	東北運輸局長

この省令は、港湾運送事業法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。

附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令
一二号）抄

第一條 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してもした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対し、した申請等とみなす。

附 則（昭和五十九年五月一五日運輸省令
第一二号）
この省令は、港湾運送事業法施行令等の一部
改正する政令の施行の日（昭和五十九年五月
十一日）から施行する。

は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してもした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対し、した申請等とみなす。

業	役	湾	う	を
事	荷	港	行	
事	湾	い	さ	み
業	荷	る	れ	が
		役	港	て付

備考	第二項 第二法									
	業役湾うに行げに四項第一法									
	事荷港行為る掲号第一法									
	業荷るがそ 役港ての付 事湾いさ件他	事業 荷るれが件 役港て付の 事湾いさ件他	事業 荷るれが件 役港て付の 事湾いさ件他	事業 荷るれが件 役港て付の 事湾いさ件他	事業 荷るれが件 役港て付の 事湾いさ件他	事業 荷るれが件 役港て付の 事湾いさ件他	事業 荷るれが件 役港て付の 事湾いさ件他	事業 荷るれが件 役港て付の 事湾いさ件他	事業 荷るれが件 役港て付の 事湾いさ件他	事業 荷るれが件 役港て付の 事湾いさ件他
	種港及 び三 種港	二 種港	一 種港	二 種港及 び三 種港	二 種港	二 種港及 び三 種港	二 種港	二 種港及 び三 種港	二 種港	二 種港及 び三 種港
施設及び労働者	当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第四号に掲げるものに係るものに限る）の年間の取扱数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の年間に処理し得る施設及び労働者	者	在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の年間に処理し得る施設及び労働者							
京浜、名古屋、大阪、神戸及び関門	は、それぞれ次の港湾をいう。	と/or	は、それぞれ次の港湾をいう。	と/or	は、それぞれ次の港湾をいう。	と/or	は、それぞれ次の港湾をいう。	と/or	は、それぞれ次の港湾をいう。	と/or

二種港	小樽、室蘭、苫小牧、釧路、青森、八戸、宮古、釜石、仙台塙釜、小名浜、秋田船川、酒田、新潟、鹿島、木更津、千葉、横須賀、清水、三河、衣浦、四日市、伏木富山、金沢、敦賀、舞鶴、尼崎西宮芦屋、姫路、高松、坂出、新居浜、高知、尾道糸崎、広島、徳山下松、博多、三池、水俣、鹿児島及び那覇
稚内、留萌、函館、久慈、大船渡、石巻、両津、直江津、日立、田子の浦、七尾、宮津、和歌山下津、阪南、東播磨、徳島小松島、今治、松山、郡中、岡山、宇野、水島、笠岡、福山、吳、境、岩国、三田尻中関、宇部、小野田、苅田、大牟田、唐津、伊万里、臼浦、相浦、佐世保、長崎、三角、八代、大分、津久見、佐伯、細島、油津、名瀬、運天、平良及び石垣	稚内、留萌、函館、久慈、大船渡、石巻、両津、直江津、日立、田子の浦、七尾、宮津、和歌山下津、阪南、東播磨、徳島小松島、今治、松山、郡中、岡山、宇野、水島、笠岡、福山、吳、境、岩国、三田尻中関、宇部、小野田、苅田、大牟田、唐津、伊万里、臼浦、相浦、佐世保、長崎、三角、八代、大分、津久見、佐伯、細島、油津、名瀬、運天、平良及び石垣
附 則（昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号）抄	附 則（昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号）抄	附 則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六〇年七月九日運輸省令第二六号）抄	附 則（昭和六〇年七月九日運輸省令第二六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、昭和六十年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表第一に尼崎西宮芦屋の部を加える改正規定及び別表第四大阪の部安治川口水面の項の改正規定、第二条の規定並びに第三条の規定は、同年十月一日から施行する。	この省令は、昭和六十年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表第一に尼崎西宮芦屋の部を加える改正規定及び別表第四大阪の部安治川口水面の項の改正規定、第二条の規定並びに第三条の規定は、同年十月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年一二月一二四日運輸省令第四〇号）抄	附 則（昭和六〇年一二月一二四日運輸省令第四〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六三年七月一二日運輸省令第二三号）抄	附 則（昭和六三年七月一二日運輸省令第二三号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。	この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。
附 則（平成二年一月二九日運輸省令第一号）抄	附 則（平成二年一月二九日運輸省令第一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。	この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。
附 則（平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）抄	附 則（平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。	この省令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則（平成九年一〇月一七日運輸省令第七〇号）	附 則（平成九年一〇月一七日運輸省令第七〇号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。	この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。
附 則（平成一〇年三月一三日運輸省令第八号）	附 則（平成一〇年三月一三日運輸省令第八号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成一二年三月二日運輸省令第一号）	附 則（平成一二年三月二日運輸省令第一号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六〇年七月九日運輸省令第二六号）抄	附 則（昭和六〇年七月九日運輸省令第二六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成七年六月二三日運輸省令第三六号）抄	附 則（平成七年六月二三日運輸省令第三六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成七年六月二三日運輸省令第三七号）抄	附 則（平成七年六月二三日運輸省令第三七号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一二年一月二九日運輸省令第一号）	附 則（平成一二年一月二九日運輸省令第一号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則（平成九年七月九日運輸省令第四七号）	附 則（平成九年七月九日運輸省令第四七号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）	附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、平成十四年七月一日から施行する。	この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
附 則（平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号）	附 則（平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）	附 則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年四月一一日国土交通省令第五七号）	附 則（平成一八年四月一一日国土交通省令第五七号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年五月十五日）から施行する。（港湾運送事業会計規則の廃止）	この省令は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年五月十五日）から施行する。（港湾運送事業会計規則の廃止）
附 則（平成一二年九月二九日運輸省令第三四号）抄	附 則（平成一二年九月二九日運輸省令第三四号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成七年六月二三日運輸省令第三六号）抄	附 則（平成七年六月二三日運輸省令第三六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一二年一月二九日運輸省令第一号）	附 則（平成一二年一月二九日運輸省令第一号）
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則（平成一三年三月一五日国土交通省令第五八号）抄	附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、会社法の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。	この省令は、会社法の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による

改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
省令第三六号

附 告 〔令和二年二月三日〕 通
省令第九八号 抄
(施行期日)

る。この省令は令和三年一月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和六年一月一九日国土交通省）

1 (施行期日)
この省令は、デジタル社会の形成を図るため

の規制改革を目的とするためのテレマックス会員登録基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（施行期日）
令第一〇号

施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に港湾運送事業法（次項において「法」という。）第四条の許可を受けている一般港湾運送事業者の事業計画の記

轉事項については、次項の規定による審査請求の変更の認可の申請に係る処分が行われるまでの間は、なお従前の例による。

前項に規定する一船港湾運送事業者は、この省令によつて改正後の港湾運送事業法施行規則第四条第一項第二号への規定により新たに事業計画に記載すべき事項について、法第十七条第一項の規定による事業計画の変更の認可を申請しなければならない。

別表第一（第三条関係）

第一（第三条関係） 函館港と北斗市との間

新潟港と新潟市（内野上新町以東に限り、新潟港の水域の沿岸及び阿賀野川の沿岸を除く。）との間

千葉港と京浜港、横須賀港及び横浜市（京浜港及び横須賀港の水域の沿岸を除く。）との間

京浜港と横須賀港及び横浜市（京浜港及び横須賀港の水域の沿岸を除く。）との間
横須賀港と横浜市（京浜港及び横須賀港の

水域の沿岸を除く)との間
和歌山下津港と大阪港、尼崎西宮芦屋港及
び神戸港との間

大阪港と尼崎西宮芦屋港、神戸港、東播磨港及び姫路港との間

路港との間
神戸港と東播磨港及び姫路港との間
東播磨港と姫路港との間

宇野港と玉野市（宇野港の水域の沿岸を除く。）との間

沿岸、向島町、因島地区及び瀬戸田町を除く。)との間

から大野字鳴川までに限る。) 及び岩国港との間

坂出港と丸亀港との間
今治港の港区のうち第一区及び第二区と第
三区との間

新居浜港と西条港及び四坂島との間
宇部港と小野田港、関門港（長府区及び響
新港区港区を除く）、北九州市門司区大字恒

見及び苅田港との間
小野田港と関門港（長府区及び響新港区港
区を除く。）及び苅田港との間

関門港（長府区及び響灘区港区を除く。）と北九州市門司区大字恒見、苅田港及び宇島港との間

閔門港の港区のうち門司区、下閔門区、長府区、田野浦区、小倉区、西山区及び若松区と新門司区との間
伊万里港と長崎県福島、飛島及び今福港との間
白浦港と江迎港、鹿町町、相浦港及び佐世保港との間

佐世保港と江迎港、西海市大島及び崎戸港との間

この表において一種港、二種港及び三種港とは、それぞれ次の港湾をいう。

イ 一種港

小樽、室蘭、苫小牧、釧路、青森、八戸、
宮古、釜石、仙台塩釜、小名浜、秋田船
川、酒田、新潟、鹿島、木更津、千葉、横
須賀、清水、三河、衣浦、四日市、伏木富
山、金沢、敦賀、舞鶴、尼崎西宮芦屋、姫
路、高松、坂出、新居浜、高知、尾道糸
崎、広島、徳山下松、博多、三池、水俣、
鹿児島及び那覇

二種港

稚内、留萌、函館、久慈、大船渡、石巻、
両津、直江津、日立、田子の浦、七尾、宮
津、和歌山下津、阪南、東播磨、徳島小松
島、今治、松山、郡中、岡山、宇野、水
島、笠岡、福山、吳、境、岩国、三田尻中
関、宇部、小野田、苅田、大牟田、唐津、
伊万里、臼浦、相浦、佐世保、長崎、三
角、八代、大分、津久見、佐伯、細島、油
津、名瀬、運天、平良及び石垣

二
二の表（第二号口（口）の項（2）、第三号

口（口）の項（2）及び第四号（口）の項
(2)を除く。)において施設とは、船舶及びは
しけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を
定めて借り受けるものを除いたものをいう。

別記様式（第三十一條関係）

